

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付要綱

昭和 56 年 4 月 1 日局長決定

最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、商業地の安全・安心、利便性、魅力等の向上及び地域コミュニティの活性化を支援するため、市内の商店街・小売市場が保有する公共性の高い共同施設の新設、改修又は撤去等に対する補助金の交付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 商店街・小売市場とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会

ウ ア又はイに掲げる団体に準ずる非営利法人で、定款等を定め、概ね 15 以上の構成員で組織される団体

エ ア又はイに掲げる団体に準ずる任意の事業者団体で、規約等を定め、概ね 15 以上の構成員で組織され、相当の事業実績を有する団体

オ アからエまでの団体で構成される連合体

(2) 補助事業の完了とは、当該年度内に補助事業を実施し、かつ、補助事業に係る経費の最終支払いが完了した状態をいう。

(3) 市内事業者とは、本社及び本店を神戸市に置いている企業をいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、前条に規定する市内の商店街・小売市場で、神戸市経済観光局商業流通課（以下「商業流通課」という。）所管の支援制度を利用できる団体として登録されている商店街・小売市場の団体とする。

(対象施設)

第 4 条 補助金の交付の対象となる共同施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表 1 に定める施設のうち、補助対象団体が保有し、広く一般に開かれている財産とする。

2 前項で定める補助対象施設は、関係法令及び行政機関の指示により定められた要件及び手続きに合致するものでなければならない。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象施設の新設、改修又は撤去等を行う事業のうち、総事業費（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）が100万円以上のものとする。ただし、撤去及び防犯カメラの新設・改修は、総事業費（消費税等を除く。）が50万円以上のものとする。

- 2 補助対象事業は、原則として補助金の交付申請をした年度内に補助事業を完了させるものとする。
- 3 公道上にある共同施設を整備する場合にあっては、道路管理者の承認を受けたものに限る。
- 4 共同施設の設置場所が、補助対象団体とは異なる者が一部又は全部の所有権を有している土地の上又は建物内である場合は、当該土地又は当該建物の所有者の承認を得なければならない。
- 5 過去に本補助事業を活用して新設・改修を行った共同施設を撤去する場合は、次の各号のいずれかを満たしていることとする。
 - (1) 当該施設について交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納付していること
 - (2) 当該施設を新設・改修した日の翌月から起算して10年、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に規定されている耐用年数のいずれか短い期間を経過していること
 - (3) 市長の承認を得ていること

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助対象事業の実施に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 交付決定日前に着手した事業に要する経費
 - (2) 交付申請書に記載の最終支払予定日を過ぎて支出した経費
 - (3) 広告看板等の施設に要する経費
 - (4) 電話配管等に要する経費
 - (5) 土地の取得・造成・賃借・補償等に要する経費
 - (6) 建築物の取得・賃借・補償等に要する経費
 - (7) 工作物の賃借・補償等に要する経費
 - (8) 備品類に要する経費
 - (9) 各種手数料（行政機関の許認可に係る手数料及びその代行手続き費用は除く。）
 - (10) 補助対象施設の整備目的、機能に関係が認められないものに要する経費
 - (11) 消費税等
 - (12) 諸経費（一般管理費・現場管理費）に含まれる第1号から第11号に掲げる経費
- 2 前条第4項に該当する事業で、通路部分と店舗部分が壁等で明確に区画されていない場合は、関係法令に基づく通路部分の面積と店舗部分の面積の按分にて、通路部分に係る経費のみを対象とする。
 - 3 その他市長が必要であると特別に認める場合は、補助対象経費とする。
 - 4 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助団体」という。）は、補助事業に係る物品の購入、業務の委託、その他請負契約を行う場合には、原則として、市内事業者を対象とすること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表2に定める補助率及び補助限度額により算出し、予算の範囲内で交付する。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請団体」という。）が補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、あらかじめ本市と協議のうえ、当該補助事業を実施しようとする30日前までに、別表3に定める書類を市長に提出しなければならない。

(他の補助制度との併用)

第9条 前条に規定する申請団体は、国及び兵庫県等の補助制度と併用することができるものとする。なお、交付額の算出にあたり、市長が併用する補助金等に係る資料の提出を求めた場合、申請団体は速やかに提出しなければならない。

2 本市の他の補助制度との併用はできないものとする。ただし、撤去のみを行う場合は除く。

(交付決定)

第10条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、申請書類の受理後、速やかに当該申請内容を審査し、次に掲げる書類により、申請団体に通知するものとする。

- (1) 交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、申請書類の受理後、速やかに当該申請内容を審査し、次に掲げる書類により、申請団体に通知するものとする。

- (1) 不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、必要に応じて交付条件を付することができるものとする。

(概算払)

第11条 市長は、前条第1項の交付決定後、概算払することができる。補助団体は、補助金規則第18条第2項に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったとき、その請求内容が適当と認めるときは、補助団体に対し、概算払で補助金を交付する。

3 概算払の限度額は、交付決定した額とする。

(補助事業の変更等)

第12条 補助団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業廃止承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 補助団体は、当該補助事業の目的及び内容等から、当該補助事業に実質的影響のない事項に限り、前項の規定による申請を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業廃止承認通知書（様式第8号）により、補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、別表4に定める書類を補助事業の完了後、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

（交付額の確定及び精算）

第14条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助団体に通知するものとする。

(1) 交付額確定通知書（様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の確定通知後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の請求）

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第11号）を前条第1項の交付額確定通知書を受領後、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助団体に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助金規則第19条第1項各号に該当すると認めるときは、補助団体に対し、補助金の交付の決定を取り消すものとする。なお、補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

2 市長は、前項により補助金の交付を取り消したときは、補助団体に交付決定取消通知書（様式第12号）を通知するものとし、既に交付した補助金については、補助金規則第20条及び第21条に基づき、特にやむを得ない事情があると認める場合を除くほか、加算金及び遅延利息を付したうえで、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を公表し、及び当該補助団体に対し、当該補助金の交付決定を取り消した年度から起算して5年間を上限として商業流通課が所管する各補助金の申請を認めないことができる。

(1) 当該補助団体の名称

(2) 第1項の規定により補助金の交付を取り消した旨

(3) 前項の規定により補助金の返還をさせる場合にあつてはその旨及びその額

(返還請求)

第 17 条 市長は、補助金規則第 20 条第 1 項又は第 2 項による補助金の返還請求をする場合、返還請求書（様式第 13 号）により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第 18 条 補助団体は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助団体は、補助事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 補助団体が、交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納付した場合

(2) 取得財産等について、次に掲げる期間のいずれか短い期間を経過した場合

ア 取得又は効用の増加した日の翌月から起算して 10 年

イ 省令に規定されている耐用年数

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が別に承認した場合

2 補助団体は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、補助金規則第 24 条に基づき、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第 14 号）を市長に提出し、財産処分承認通知書（様式第 15 号）により承認を得なければならない。

3 補助団体は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間内は保存しておかなければならない。

4 補助団体は、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

(神戸市商店街共同施設建設補助金交付要綱の廃止)

2 神戸市商店街共同施設建設補助金交付要綱（昭和 49 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

(神戸市小売市場共同施設建設補助金交付要綱の廃止)

3 神戸市小売市場共同施設建設補助金交付要綱（昭和 49 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(神戸市商店街・小売市場防犯カメラシステム設置補助金交付要綱の廃止)

2 神戸市商店街・小売市場防犯カメラシステム設置補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 対象施設（第4条関係）

<p>アーチ、アーケード、街路灯、冷暖房設備、会館、集会室、駐輪駐車場（来街者の利用に供するもの）、カラー舗装、広場、小公園、休憩施設、緑化施設（街路樹、花壇等）、便民施設（インフォメーション、物品預かり所、共同トイレ、Wi-Fi 環境整備等）、ストリートファニチャー（シンボル、モニュメント、彫刻、噴水等）、その他コミュニティ施設、防犯カメラシステム、消防用設備、その他市長が認める施設</p>
--

別表2 補助金の額（第7条関係）

工事内容	補助率	補助限度額
新設・改修	補助対象経費から国・兵庫県等の助成金等を控除した額に対し、3分の1以内	600万円
撤去	補助対象経費の3分の1以内	700万円

別表3 交付申請（第8条関係）

<p>1. 交付申請書（様式第1号）</p> <p>2. 構成員名簿（当該年度内に商業流通課や経済政策課に既に提出済であり、内容に変更がない場合は不要）</p> <p>3. 定款又はこれに準ずる規約、会則等（当該年度内に商業流通課や経済政策課に既に提出済であり、内容に変更がない場合は不要）</p> <p>4. 収支予算書（様式第1号の2）</p> <p>5. 直近1期分の決算関係書類（写）（当該年度内に商業流通課や経済政策課に既に提出済の場合は不要）</p> <p>6. 事業の実施に係る総会又は理事会の議事録（写） ※1工事の総事業費（消費税等を含む）が100万円未満の場合は不要</p> <p>7. 2者以上の見積書（写） ※1工事の総事業費（消費税等を含む）が100万円未満の場合は、見積書は1者分で可</p> <p>8. 計画図面及び施設等配置図</p> <p>9. 事業実施前の現況写真</p> <p>10. 土地・建物所有者の使用承認書（該当する場合のみ） ※共同施設を設置等しようとする土地・建物が申請団体と異なる場合</p> <p>11. 借入計画が分かる書類（借入の予定がある場合のみ）</p> <p>12. その他市長が必要と認める書類</p>
--

別表4 実績報告（第13条関係）

1. 実績報告書（様式第9号）
2. 収支決算書（様式第9号の2）
3. 補助団体と工事業者の契約書（写）又はそれに相当する書類
4. 補助対象工事の請求書（写）
※請求の明細が確認できるもの
5. 支払いを証明する書類
※以下の（ア）又は（イ）のいずれかが必要
（ア）振込依頼書（銀行の日付入りの受付印が押印されたもの）
（イ）送金分かる書類（ATMの利用明細書、インターネットバンキングの送金画面等）
及び工事業者の領収書
6. 借入したことが分かる書類
※借入がある場合のみ
7. 完成図面
8. 事業実施前後の現況写真
9. 事業完了後の道路占用許可書（写）
※共同施設を新設した場合
10. その他市長が必要と認める書類